

手話言語法ニュース

2016年12月27日 No.36

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

公明党と意見交換

公明党障がい者福祉委員会は、全日本ろうあ連盟からの「手話言語法と情報コミュニケーション法 早期制定に関する要望書」を受けて、11月17日に勉強会を開催しました。

公明党障がい者福祉委員会から委員長の高木美智代議員、事務局長の角田秀穂議員を始めとする数名の議員の方々、中央省庁からも内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省等が出席し、「手話言語法と情報コミュニケーション法」について意見交換を行いました。

連盟からは、副理事長の長谷川、事務局長の久松、理事の大竹、石橋が参加しました。

冒頭の挨拶では長谷川が、手話言語法早期制定の運動を展開してきたこと、今年の3月には全自治体議会で手話言語法制定を求める意見書が採択されたことを説明しました。



連盟副理事長 長谷川

久松からは、手話言語法と情報コミュニケーション法の違いについて説明し、大竹からは、大阪府での手話言語条例の策定状況について、石橋からは自身の経験を踏まえ、ろう児の早期支援と手話の獲得・習得についての重要性を説明しました。



意見交換会の様子

条例施行後の取り組み

いちかわみさとちょう
山梨県市川三郷町

市川三郷町は条例の施行に伴う施策をホームページに掲載しました。

施策は以下の通りです。

・「みんなで手話をやるじゃんけ」のパンフレット作成

このパンフレットは、同町公認キャラクターの「市川三郷町レンジャー」が手話、ろう者とは何か、手話の歴史、現在の社会の状況、同町が目指す地域社会などをイラスト付きで紹介しています。



- ・平成28年度より聴覚障害者を福祉支援課に臨時職員として採用
- ・毎月の広報誌「いちかわみさと」に手話を2つ紹介し町民の方々に周知
- ・市川三郷町聴覚障害者協会に手話の普及活動等への支援として補助金の交付
- ・各課からの職員で構成された庁内手話施策推進プロジェクトチームを結成し、手話の普及に向けた推進活動や手話講習会を定期的に（月2回）実施

●市川三郷町HP

<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/40administration/13fukushishien/2016-1124-0845-9.html>

『手話でGo²』発行

当運動本部では、「手話でGo²～手話のある豊かな社会を 手話言語法制定に向けて～」を発行しました。

このパンフレットは、「手話言語法」及び「手話言語条例」制定への理解をより深め、広めることを目的としています。（「手話でGo²」は「手話でゴーゴー」とお読み下さい。）



本の冒頭では、手話が禁止されていた時代と手話言語法が制定され手話が言語として認められた社会を想定した内容を分かりやすく漫画で説明しています。

その他にも、「手話とは何か」というテーマのQ&Aや、手話言語法5つの原則、手話言語法と情報・コミュニケーション法の違い、資料として、韓国手話言語法の仮訳版等を掲載しています。

充実した内容となっていますので、是非ご一読ください。

パンフレットは、各加盟団体へ配布した他、連盟のホームページに掲載しています。

●連盟 HP「手話でGo²～手話のある豊かな社会を 手話言語法制定に向けて～」

<http://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20161130-sgh-shuwadego2.pdf>



各地で条例成立 制定自治体70に



みさとし 埼玉県三郷市

12月9日、三郷市議会で「三郷市こころつながる手話言語条例」が可決されました。

この条例は、手話に対する理解及び普及促進並びに手話を利用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、すべての市民が、社会的な障壁によって分け隔てられることのない地域社会の実現に寄与することを目的としています。

同市は、三郷市聴覚障害者の会の役員を手話言語条例検討委員会の委員に選出し、会議を重ね、埼玉県聴覚障害者協会からも検討委員会に助言・協力を行いました。

2017年4月1日施行です。



三郷市の木津雅晟市長（前例中央）とともに

しぶかわし 群馬県渋川市

12月12日、渋川市議会で「渋川市手話言語条例」が可決されました。

この条例の前文には、全日本ろうあ連盟発祥の地である伊香保を有する市としてろう者の歩んだ歴史に真摯に向き合い、お互いの個性と人格を尊重し合い共生する社会を実現すること、条例第2条では「手話は、ろう者のいのち」と明記されており、条文に「全日本ろうあ連盟」の名前が入った初の条例となります。

他にも、医療、教育、観光など手話を必要とする人たちが安心して利用しやすいサービスを提供するとあります。

2017年4月1日施行です。

とうやこちよう 北海道洞爺湖町

12月13日、洞爺湖町議会で「洞爺湖町手話言語条例」が可決されました。

洞爺湖町は、G8サミットが開かれた観光の町です。2017年4月1日施行です。



洞爺湖町の真屋敏春町長（前例左から4番目）とともに

おけがわし 埼玉県桶川市

12月14日、桶川市議会で「桶川市手話言語条例」が可決されました。

桶川市は、これまで市議会議員と埼玉県聴覚障害者協会の役員で面談とヒアリングをし、8月から会議を重ね、条例の意義や内容を話し合いました。

条例可決後、桶川市聴覚障害者協会の役員は「条例が可決されて、大変うれいす。今後も桶川市在住のろう者が安心して住みやすい市になるよう皆で頑張っていきたいと思ひます。」と述べました。

施行日は分り次第、次号以降にお知らせいたします。

群馬県みどり市

12月14日、みどり市議会で「みどり市手話言語条例」が可決されました。

この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解、普及、手話を使用しやすい環境を整備し、全ての市民が心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

2017年4月1日施行です。



みどり市の石原条市長（中央）とともに

うらそえし 沖縄県浦添市

12月14日、浦添市議会で「浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」が可決されました。

県内の市町村では、初の成立となります。

同市の福祉委員会は、7月から市内の身体障害者福祉協会など6つの関係団体から意見聴取をし、条例文（案）を作成し、10月にはパブリックコメントを実施しました。2017年4月1日施行です。

かこがわし 兵庫県加古川市

12月15日、兵庫県加古川市で「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」が可決されました。

2017年4月1日施行です。

だてし 北海道伊達市

12月15日、北海道伊達市の議会で「伊達市やさしい心がかよあ手話言語条例」が可決されました。

この条例は手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

伊達市は、胆振（いぶり）総合振興局に属する11自治体の一つです。ろうあ協会があるのは伊達市の他、苫小牧市、登別市、室蘭市の4市です。登別市と室蘭市はすでに手話言語条例が制定されており、残る苫小牧市も2月に制定される予定です。

2017年4月1日施行です。



伊達市議会で記念撮影